

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- **規則**
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- **訓令**
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- (49)、(51)及び(52)を「(50)、(51)、(53)及び(54)」に改め、同号中(42)を(44)とし、(35)から(41)までを(37)から(43)までとし、(34)を(35)とし、その次に次のように加える。
- (36) 第三十五条第三項の規定による報告の受理
- 第三条第一項第二号中(33)を(34)とし、(28)から(32)までを(29)から(33)までとし、(27)の次に次のように加える。
- (28) 第二十八条第二項の規定による届出の受理

第三条第一項第五号(3)中「(5)、(7)、(8)、(16)から(19)まで、(24)、(30)、(31)、(33)、(35)、(37)、(38)、(43)、(47)、(52)及び(53)」を「(6)、(8)、(9)、(18)から(21)まで、(23)、(27)、(34)、(35)、(37)、(39)、(43)、(44)、(49)、(52)、(54)及び(59)」に改め、同号中(52)を(59)とし、(46)から(51)までを(53)から(58)までとし、(45)を(51)とし、その次に次のように加える。

(52) 第三十九条の十一の規定による届出の受理
第三条第一項第五号中(44)を(50)とし、(36)から(43)までを(42)から(49)までとし、(35)を(39)とし、その次に次のように加える。

(40) 第二十七条の二第六項（同条第一項第二号に係る者に限る。）の規定による届出の受理
理
(41) 第二十七条の四第二項で準用する第二十七条の二第五項の規定による届出の受理

第三条第一項第五号中(34)を(38)とし、(26)から(33)までを(30)から(37)までとし、(25)を(28)とし、その次に次のように加える。

(29) 第二十二條第二項の規定による報告の受理
第三条第一項第五号中(24)を(27)とし、(21)から(23)までを(24)から(26)までとし、(20)を(22)とし、その次に次のように加える。

(23) 第二十条の四の二第二項の規定による届出の受理
第三条第一項第五号中(19)を(21)とし、(13)から(18)までを(15)から(20)までとし、(12)を(13)とし、その次に次のように加える。

(14) 第十七条の二第一項の規定による届出の受理
第三条第一項第五号中(11)を(12)とし、(5)から(10)までを(6)から(11)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第十条の二第二項の規定による届出の受理
第三条第一項第七号(3)中「第七十七條第四項」を「第七十七條第七項」に改め、同項第八号(3)中「第七十九條第四項」を「第七十九條第七項」に改め、同項第九号(1)中「第三十四條第四項」を「第三十四條第七項」に改め、同項第十二号中(14)を(15)とし、(5)から(13)までを(6)から(14)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第十九條第二項で準用する第五條第二項の規定による不許可の通知
第三条第一項第十八号(4)中「第八十三條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項第十九号(2)中「第八十一條第三項」を「第八十一條第五項」に改め、同項第四十四号(1)中「第三條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第五條第二号」を「第六條第二号」に改める。

第七條第八号(3)の次に次のように加える。
(4) 第六條の規定による許可の取消し及び営業の停止

第七條第九号中(7)を(10)とし、(6)を(7)とし、その次に次のように加える。
(8) 第八條の規定による許可の取消し及び営業の停止

(9) 第八條の二の規定による意見の受理等
第七條第九号(5)の次に次のように加える。

(6) 第七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

第七條第十号(4)の次に次のように加える。

(5) 第七條第一項の規定による許可の取消し及び営業の停止

第七條第十三号(8)の次に次のように加える。

(9) 第十一條の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の使用停止

第七條第二十三号を次のように改める。

二十三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第六條第一項の規定による措置命令

(2) 第六條第二項の規定による措置命令

(3) 第七條第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査、質問及び収去

第十條第一号中(8)を(1)とし、(7)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 第十八條第二項で準用する第六條第二項の規定による捕獲人の指定

(10) 第十八條第二項で準用する第六條第五項の規定による期間及び区域の指定

第十條第一号中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 第十三條の規定による一斉検診及び予防注射の実施

第十條第二号中(5)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(5) 第三十九條の九の規定によるマイクログリップに係る指導及び助言

第十條第三号(10)中「第十三條第十号」を「第十三條第十一号」に改め、同條第四号(2)の次に次のように加える。

(3) 第三條第四号口の規定による報告書の受理

第十三條第二号(5)の次に次のように加える。

(6) 第二十六條で準用する第四條第一項の規定による使用の承認

(7) 第二十六條で準用する第四條第四項の規定による条件の付加

(8) 第二十六條で準用する第五條第二項ただし書の規定による承認

(9) 第二十六條で準用する第九條第一項の規定による承認の取消し等の処分及び使用の中止命令

(10) 第二十六條で準用する第九條第二項の規定による処分及び措置命令

第十六條第一項第十号中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを(9)から(12)までとし、同号(8)中「第四十四條の二第五項」を「第四十四條の三第五項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(8)中「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(8)中「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第二項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(8)中「第四十四條の二第一項」を「第四十四條の三第一項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(8)中(9)を(9)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(4)を(4)とし、その次に次のように加える。

- (45) 第四十八條の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定
- (46) 第四十八條の二十第二項の規定による市町村長との協議
- (47) 第四十八條の二十第五項の規定による歩行者利便増進道路の指定の公示
- (48) 第四十八條の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定

(49) 第四十八條の二十三第六項の規定による公募占用指針の公示

(50) 第四十八條の二十五第三項の規定による警察署長との協議

(51) 第四十八條の二十六第一項の規定による歩行者利便増進計画の認定

(52) 第四十八條の二十六第二項の規定による歩行者利便増進計画の認定の公示

(53) 第四十八條の二十七第二項の規定による歩行者利便増進計画の変更の認定

(54) 第四十八條の二十七第三項で準用する第四十八條の二十六第二項の規定による歩行者利便増進計画の変更の認定の公示

第十六條第一項第十号中(4)を(4)とし、(3)から(4)までを(5)から(4)までとし、同号(3)中「第四十七條の五第一項」を「第四十七條の十五第一項」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(3)中「第四十七條の四第一項」を「第四十七條の十四第一項」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(3)を(3)とし、(2)から(3)までを(2)から(3)までとし、同号(2)中「第四十四條の二第五項」を「第四十四條の三第五項」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(2)中「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(2)中「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第二項」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(2)を(2)とし、(2)から(2)までを(3)から(2)までとし、(1)の次に次のように加える。

(12) 第三十三條第四項の規定による利便増進誘導区域の指定の公示

第十六條第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号(1)中「第八條」を「第七條」に改め、同号(2)中「第十二條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同号(3)中「第十二條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同号(4)中「第十二條第三項」を「第十一條第三項」に改め、同号(5)中「第十二條第四項」を「第十一條第四項」に改め、同号(6)中「第十二條第五項」を「第十一條第五項」に改め、同号(7)中「第十三條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同号(8)中「第十三條第三項」を「第十二條第三項」に改め、同号(9)中「第十三條第四項」を「第十二條第四項」に改め、同号(10)中「第十三條第五項」を「第十二條第五項」に改め、同号(11)中「第十三條第六項」を「第十二條第六項」に改め、同号(12)中「第十四條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同号(13)中「第十四條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同号(14)中「第十五條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同号(15)から同号(18)までを削り、同号(19)中「第十七條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同号(19)を同号(15)とし、同号(20)から同号(25)までを削り、同号(26)中「第三十五條第一項」に改め、同号(19)を同号(15)とし、同号(20)を同号(16)とし、同号(27)中「第三十五條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同号(27)を同号(17)とし、同号(28)中「第三十五條第三項」を「第三十條第三項」に改め、同号(28)を同号(18)とし、同号(29)中「第三十六條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同号(29)を同号(19)とし、同号(30)中「第三十六條第二項」で準用する第三十五條第二項」を「第三十一條第二項」で準用する第三十條第二項」に改め、同号(30)を同号(20)とし、同号(31)中「第三十六條第三項」を「第三十一條第三項」で準用する第三十條第三項」に改め、同号(31)を同号(21)とし、同号(32)中「第三十七條」を「第三十二條」に改め、同号(32)を(22)とし、(33)及び(34)を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十三号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表危機管理部の項中 「危機管理総室」 「危機管理課 消防保安課 災害対策課 原子力安全総室」を「危機管理総室 危機管理課 消防保安課 災害対策課 原子力安全総室」に改め、同表生活環境部の項中「男女共生課」を「共生社会・女性活躍推進課」に改め、同条第七項の表原子力安全対策課の項を削り、同表企画調整課の項の次に次のように加える。

復興・総合計画課	土地水対策室
----------	--------

第十条の二(見出しを含む。)中「危機管理部危機管理総室」を「危機管理部各総室」に改め、同条の表危機管理総室の項中「(原子力安全対策課)」、第二十一号から第二十五号まで、「(放射線監視室)」並びに第二十六号及び第二十七号を削り、同表に次のように加える。

- 一 原子力防災課
- 二 原子力防災対策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。
- 四 県地域防災計画の実施に関すること。
- 五 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。
- 六 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。
- 七 原子力安全対策課
- 八 原子力安全対策の総合調整に関すること。
- 九 原子力発電所施設に係る安全対策に関すること。
- 十 第十一条の表企画調整総室の項中「十八 国土利用計画に関すること。」を「(土地水対策室) 国土利用計画に関すること。」に改め、同項第二十三号中「総合的な水管理の推進」を「水循環の維持」に改める。
- 十一 第十二条の表生活環境総室の項中「(男女共生課)」を「(共生社会・女性活躍推進課)」に改める。
- 十二 第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「若松乳児院」を削り、「及び点字図書館」

を「、点字図書館及び福島県立乳児院」に改める。

第十五条の表農業支援総室の項第十号中「担い手の」の下に「確保及び」を加え、同項第十一号中「農業機械化及び」を削り、同項中第四十一号を第四十三号とし、第四十号を第四十二号とし、第三十九号を第四十一号とし、
「(農業経済課) 三十八 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」を
「(農業経済課) 四十 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」に改め、第三十七号を第三十九号とし、第二十三号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、
「(環境保全農業課) 二十二 資源循環型農業の促進に関すること。」を
「(環境保全農業課) 二十四 資源循環の労働力に関すること。」に改める。

環境型農業の促進に関すること。」
第二十二条の表企画調整部に附置する避難地域復興局の項中「原子力安全対策担当課長」を「原子力防災担当課長」に改め、同表保健福祉部に附置することも未来局の項中「男女共生担当課長」を「共生社会・女性活躍推進担当課長」に改め、同表総務部に属する市町村総室の項の次に次のように加える。

危機管理部に属する 原子力安全総室	部次長(原子力安全担当)	上司の命を受け、原子力安全総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------------------	--------------	-------------------------------------

第二十二条の二第一項の表風評・風化戦略担当理事の項中「第二十二條の七各号」を「第二十二條の八各号」に改める。
第二十三条を第二十三條の二とし、同条の前に次の一条を加える。
(医療調整担当課長)

第二十三條 第二十二條から前条までに規定するもののほか、保健福祉部保健福祉総室に、医療調整担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、医療に係る施策の調整に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。
第二十四条の表危機管理部主幹の項の次に次のように加える。

危機管理部原子力安全総室 室総括主幹	危機管理部原子力安全総室原子力防災課主幹
-----------------------	----------------------

別表第一の五の表福島県北保健福祉事務所の項から福島県相双保健福祉事務所の項までの項分掌事務の欄第十号中「要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性

の支援」に改め、同表福島県中央児童相談所の項から福島県浜児童相談所の項までの項内部組織の欄中「相談判 定課」を「相談課」に改め、同表若松乳児院の項を削り、同表福島

県女性のための相談支援センターの項分掌事務の欄第一号中「要保護女子に関する相談、取用、保護及び更生指導」を「困難な問題を抱える女性に係る相談及び支援、医学的又は心理学的な援助、情報提供、生活支援その他の必要な援助」に改め、同欄第二号中「要保護女子及びその家庭についての調査及び判定並びにこれらに付随する指導」を「困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の安全の確保及び一時保護」に改め、同欄第三号中「要保護女子の一時保護」を「困難な問題を抱える女性が同伴する児童に係る学習及び生活の支援」に改め、同欄第四号中「受けた者」を「受けた被害者」に、「指導、」を「援助、被害者及びその同伴する家族の安全の確保及び」に改める。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの項分掌事務の欄農林事務所の項第九号中「農業構造」を「農業経営構造」に改め、同項第三十四号中「改善指導」を「改善」に改め、同項第三十八号中「新規就農促進」を「新規就農」に改め、同項第七十六号を第八十号とし、第三十九号から第七十五号までを四号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の四号を加える。

三十九 農業後継者の育成に関する事。

四十 農業担い手の確保及び育成に関する事。

四十一 農作業の安全の推進に関する事。

四十二 農業分野の労働力に関する事。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの項分掌事務の欄農業普及所の項第三号中「改善指導」を「改善」に改め、同項第七号中「新規就農促進」を「新規就農」に改め、同号の次に次の四号を加える。

八 農業後継者の育成に関する事。

九 農業担い手の確保及び育成に関する事。

十 農作業の安全の推進に関する事。

十一 農業分野の労働力に関する事。

別表第三の一の表福島県石油コンビナート等防災本部の項中「災害対策課」を「消防保安課」に改め、同表福島県土地利用審査会の項中「復興・総合計画課」を「復興・総合計画課土地水対策室」に改める。

別表第三の二の表福島県男女共同参画審議会の項中「男女共生課」を「共生社会・女性活躍推進課」に改める。

別表第四専門心理判定員の項の次に次のように加える。

別表第四専門生活指導員の項中「専門生活指導員」を「専門生活支援員」に、「老人

専門心理支援員	上司の命を受け、担任の高度な困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の心理学的な援助の業務を処理し、並びに担任する事務を取りまとめ、及び整理する。
---------	--

及び要保護者の生活指導」を「困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の生活自立に向けた援助」に改め、同表主任心理判定員の項の次に次のように加える。

主任心理支援員	上司の命を受け、担任の困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の心理学的な援助の業務を処理する。
---------	---

別表第四主任生活指導員の項中「主任生活指導員」を「主任生活支援員」に、「老人及び要保護者の生活指導」を「困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の生活自立に向けた援助」に改め、同表副主任心理判定員の項の次に次のように加える。

副主任心理支援員	上司の命を受け、高度な困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の心理学的な援助の業務をつかさどる。
----------	--

別表第四副主任生活指導員の項中「副主任生活指導員」を「副主任生活支援員」に、「老人及び要保護者の生活指導」を「困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の生活自立に向けた援助」に改め、同表心理判定員の項中「心理的判定」を「心理学的判定」に改め、同項の次に次のように加える。

心理支援員	上司の命を受け、困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の心理学的な援助の業務をつかさどる。
-------	---

別表第四生活指導員の項中「生活指導員」を「生活支援員」に、「老人及び要保護者の生活指導」を「困難な問題を抱える女性及び同伴する家族の生活自立に向けた援助」に改める。

附則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第五号

本庁 機関
出先 機関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄
職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

所長」に、「本庁課長 主幹」を「本庁課長 医療調整担当課長 主幹」に、「精神保健福祉センター所長」を「精神保健福祉センター所長 衛生研究所長」に、「県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 食肉衛生検査所長」を「県北、県中、県南、会津、相双保健所部長」に、「動物愛護センター支所長 衛生研究所長」を「動物愛護センター支所長」に、「児童相談所相談室長」を「児童相談所相談室長 食肉衛生検査所次長」に、「障がい者総合福祉センター次長 若松乳児院次長」を「障がい者総合福祉センター次長」に、「精神保健福祉センター次長」を「精神保健福祉センター次長 衛生研究所副所長」に、「保健所副部長 食肉衛生検査所次長」を「保健所副部長」に、「総合療育センター診療相談部長 衛生研究所副所長」を「総合療育センター診療相談部長」に、「専門心理判定員 専門心理支援員」を「専門心理判定員」に、「専門生活支援員」を「主任心理判定員 主任相談調査員」を「主任心理判定員 主任生活指導員 主任生活支援員」に、「主任児童指導員 主任生活指導員」を「主任児童指導員 主任生活支援員」に、「副主任生活指導員」を「副主任生活支援員」を「副主任生活指導員 副主任生活支援員」に、「相談調査員 副主任児童指導員 生活指導員」を「心理支援員 相談調査員 児童指導員 生活支援員」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

(行政経営課)